

第2回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

○日 時 平成28年3月23日（水）午後1時38分から午後3時5分

○会 場 栃木市役所 3階 301会議室

○出席者 委 員 小林委員長、飯島委員、児玉委員、諏訪委員

事務局 総務部長

契約検査課長

契約検査課課長補佐兼契約チームリーダー

契約検査課契約担当職員3名

○会議の概要

（1）入札及び契約手続きの運用状況等についての報告

委員長： 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告を願いたい。

事務局： 入札及び契約手続きの運用状況等について資料に基づき報告。

発注工事状況

（平成27年8月1日から平成28年1月31日）

総契約件数	178件	落札率	95.75%
内訳 条件付き一般競争入札	37件		96.46%
指名競争入札	141件		95.55%
指名停止の運用状況	2件		
談合情報対応状況	0件		

委員長： 報告された件について、質問、意見はあるか。

委 員： 資料1の指名競争入札の件だが、昨年の大雨の関係で多くの復旧工事が必要だったと思われるが、入札に関して価格や指名業者などで特別な計らいをしたのか。

事務局： 昨年9月の関東東北豪雨の災害による緊急の対応に関しては、入札を行っている時間が無いので、栃木市建設業協同組合と締結している防災協定に基づいて、随意契約により緊急の対応を実施した。この随意契約については工事としてではなく業務委託としての契約をしたものだったので、今回の資料には掲載していない。その後復旧ということで工事を発注することになるが、国の災害査定を受けて年内に設計を済ませて年明けに発注を行った。急に発注件数が増えるので地元業者も作業員の問題と配置技術者の関係で受注しきれない恐れがあるため、対応としては、技術者の配置基準の緩和をとった。現場代理人が兼務できる数を増やす、それから、技術者に関しては建設業法に基づき2,500万円を超える工事については1現場専任の技術者であるが、専任の緩和をしてもう1現場の技術者になれるといった対応をして発注を行ったが、今回報告した一覧表にもあるとおり何本か入札者がいないといった状況が発生している。対応としては以上であ

る。

委員長： 指名停止の件で有限会社進和について、代表取締役が逮捕されたからにはそれなりの証拠があって逮捕されたわけであって、不起訴となったからといって、指名停止を解除するのか。逮捕事実の有無と起訴された起訴されないとは別だと思っただが。

事務局： 栃木県内共通の取扱いだったと記憶しているが、当初は指名停止基準の措置要件にある逮捕という事実をもって指名停止を行ったが最終的には嫌疑不十分ということで不起訴となったため、指名停止基準第3条第6項に基づき指名停止を解除した。

委員長： 平成27年11月13日から平成27年12月18日までの1か月と5日間は指名停止だったわけであり、指名停止解除の理由が不起訴だったということと業者の方から1か月と5日間は濡れ衣だったと主張される恐れはないのか。

事務局： 指名停止のあり方となってしまうとは思いますが、行政処分としてではなくて、市としての意思決定ということであり、市は該当業者を指名しないと意思表示しただけなので、その意思表示に対して業者側からの不服申し立てがあることは無いと考える。

委員： いろいろ事情や状況で逮捕されることはあると思うが、検察庁の不起訴処分については大きく2つに別れ、1つは嫌疑不十分。十分立証できない、事実関係が明らかにならないということ。もう1つは起訴猶予処分。犯罪に対する事実があるけれども諸般の事情から今回は大目に見ていだろうと猶予するという不起訴処分には2つの理由があると念頭に置いておく必要があると思う。

委員長： 他に質問、意見はあるか。

委員： 不調が3、4件あったかと思うが、たまたま、災害復旧工事が多くて地元業者の数に対して発注が多くて不調になかったのか。また、この状況が解消されればあまり不調は発生しないと予想しているのかということと、また、不調になった工事は災害復旧工事であり必ずやらなくてはならない工事だと思うが不調後、現在はどのような状態になっているのか。

事務局： 不調のその後について、随意契約により業者を選定して工事に着手している。今回で災害復旧工事の発注が済んだため、新年度からの発注については解消された状態になると思う。

委員： 不調になって工事をしなくてはならないといった状況にあった場合、随意契約として行っているとのことだが、契約金額は入札時の予定価格より高くなってしまふのか。それとも予定価格と同額程度になるのか。

事務局： 入札不調に伴う随意契約に関しては、地方自治法施行令に予定価格等については変えることはできないとの規定がある。それでは受注する業者がないのではないかという話になってしまうが、災害復旧工事に関しては、必ずやらなければ

ならないということで、工事を受注できる業者を選定して対応したという経緯がある。

委員： 価格を少し上乘せするなどいったことはないのか。

事務局： ない。ただし、工事の設計内容に瑕疵があれば当然、その瑕疵を見直した上で、予定価格を設定し直すことはあるが、瑕疵が無い場合は工期以外変えられないという規定だったと思う。

委員： 昨年の同時期に比べて災害復旧関係の工事は何割若しくは何件ぐらい増えているのか。

事務局： 今年災害復旧で発注になった工事は30件から40件程度と思うが、去年は災害復旧で発注になった工事はなかったと記憶している。

委員： 資料1の7ページ、工事名が公共下水道舗装本復旧工事（市道〇177号線外）で、指名競争入札の工事格付けのことだが、指名競争入札でもAランクの発注はあるのか。

事務局： 基本的に2,000万円未満が指名競争入札で執行している。また、工種によって工事格付けの金額が異なっている。舗装については、1,500万円以上はAランクの工事となる。土木一式では2,500万円以上はAランクの工事となり、1,500万円から2,500万円の間ではAランクとBランクが重複して指名できる。

（発注基準価格の規定を提示）

委員長： 意見、質問がでそろったようなので、入札及び契約手続きの運用状況等についての報告いただいた件と質疑に関して、了承ということによろしいか。

委員： 1点だけ確認したいのだが、入札方式別発注工事一覧表の並びについては、どういった順で並んでいるのか。

事務局： 開札日順になっている。

委員： 工事種別毎にしてもらえると、比較しやすいと思う。

事務局： 次回の資料からは工事種別毎に並べるよう、対応する。

委員： 用語の問題だが、取り抜けによる不参加や近接工事受注により不参加と似たような表現だけれども、これはどういったものなのか説明を願いたい。

事務局： 同工種の工事が250m以内で2件発注されると近接工事として取り扱う。同じ日の入札日に近接工事がある場合は取り抜けという表現をする。入札日が異なる場合で同工種の工事の工期が一定の期間重複している場合は近接工事受注により不参加という表現をし、入札の参加を認めないというように、入札日の関係で用語を使い分けている。

委員長： 栃木市での予定価格の為の積算では、仮に近隣工事を受注したら間接工事費を調整するといった仕組みはないのか。

事務局： 仕組みとしては、経費の調整を行う場合もあるが、受注機会の拡大という意味もあるので、ほとんど実施していない。

委員： 資料1の8ページの公共下水道枝線築造工事（西部処理分区 第26工区）と公共下水道枝線築造工事（西部処理分区 第23工区）が同一の業者が受注している。資料だけではわからないが西部処理分区の第26工区と第23工区では近いのではないか。

事務局： 西部処理分区とはあるが、下水道の処理の区分けであって広域になっており実際は近接工事ではない。

委員長： 入札及び契約手続きの運用状況等について報告と質疑について了承ということによろしいか。

（一同了承）

（2）抽出議案についての審議

委員長： 抽出を担当された委員より抽出理由を願いたい。

委員： 今回は発注件数も非常に多く、落札率なども考慮しても抽出には困難をきわめたが一般競争入札では国庫補助事業 星野浄水場系施設整備工事と市道D311号線（仮称）新千塚橋下部工事（左岸部）、指名競争入札ではぬまわだ保育園園舎等解体工事と市道O152・O153・O280号線外1路線カラー舗装工事を抽出した。国庫補助事業 星野浄水場系施設整備工事については、予定価格が大きかったことと、入札参加業者数が少数であったため抽出した。市道D311号線（仮称）新千塚橋下部工事（左岸部）については、国庫補助事業 星野浄水場系施設整備工事が水道施設関係ということで土木一式の予定価格が大きかったものを抽出した。ぬまわだ保育園園舎等解体工事については、工事格付けがないということと、落札率が比較的低いということ、解体工事ということで抽出をした。市道O152・O153・O280号線外1路線カラー舗装工事については、舗装工事の中では予定価格が大きい方だったことと、落札率が比較的低いということ、3者によるくじにより決定ということで抽出をした。

委員長： それでは、抽出案件の順番に従って進める。まず、国庫補助事業 星野浄水場系施設整備工事について説明願いたい。

事務局： 抽出案件①、国庫補助事業 星野浄水場系施設整備工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員長： 新設のようだが、この地区の水道施設は今回の新設で整備されたのか。

事務局： この地区は栃木市の寺尾地区というところで、共同での簡易水道はあったが、市が整備した水道施設はなかった。現在、星野浄水場の他に浄水場を整備しており、それに伴い配管工事を何年かに亘り整備する地区になっている。

委員長： 予定価格が4億というのは、栃木市の中でもかなり大きい工事か。

事務局： 栃木市が発注する工事の中でも比較的規模が大きい工事になる。また先ほど抽出を担当された委員から抽出理由の1つとしてあった3者しか応札がなかったということだが、結果的に3者であったということで、参加可能業者になぜ参加しなかったのかなどの聞き取りはしていないので、結果が3者になったということで理解いただきたい。

委員長： 他に質問はあるか。この案件について、説明と質疑について了承ということによろしいか。

（一同了承）

委員長： それでは、次の事案の市道D311号線（仮称）新千塚橋下部工事（左岸部）について説明を願いたい。

事務局： 抽出案件②、市道D311号線（仮称）新千塚橋下部工事（左岸部）について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員長： 下部工については、これで終わりになるのか。

事務局： はい。今年度で下部工については繰越工事となるが完了の見込みである。

委員長： 残りは上部工か。

事務局： はい。

委員： 入札を左岸部と右岸部2つに分けた理由はなにか。

事務局： 河川の工事になるので、施工期間が1年間常にできるわけではなく、夏場の出水期は工事ができないので工事の規模を考慮すると1年間では完成できないので2つに分けた。

委員長： 杭打ちがあるが、データ偽装などはなかったのか。当然データは確認しているのか。

事務局： 事前に地質調査を行っており、杭は支持層まで達していると思う。

委員： 右岸の工事は昨年行われているようだが、右岸と左岸では工事内容は同じなのか。

事務局： 橋台、橋脚共に同じ形式になっている。

委員： 同じ形式になっているとなると、入札参加資格や予定価格といったものも右岸部と左岸部、同じになってしまうのではないか。

事務局： 資材や人件費の変動や、図面を見ると打ち込んだ杭は橋台、橋脚毎にそれぞれ長さが異なるため差が生じている。だが、設計の構成は同様である。

委員： 今回入札に参加するにあたり、前回右岸部の入札関係の資料を見ると各業者がいくらぐらいで入札したなど、事前に知れてしまう影響などはなかったのか。

事務局： 入札結果は公表しているなので、知ることは出来ると思う。ただ、先ほど説明したとおり、橋台、橋脚毎にそれぞれ長さが異なるため適正に積算しないと今回の工事価格は出ないと考える。

委員長： 他に質問はあるか。この案件について、説明と質疑について了承ということによろしいか。

(一同了承)

委員長： それでは、次の事案のぬまわだ保育園園舎等解体工事について説明を願いたい。

事務局： 抽出案件③、ぬまわだ保育園園舎等解体工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由・経緯（工種、建設業の許可、地域要件、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員： 感想としてだが、保育園としての建物で、大型の重機で作業できることを考慮すると工事の施工条件が整っている。資料に基づいて積算をして予定価格を決定していると思うが、100坪程度の建物解体で割高のような印象を受ける。最低制限価格が1,008万円で落札金額は1,009万円。落札率は90.01%、1者失格が出ているわけで、業者もかなり絞った金額で入札したのではないかと思う。また、1万円差という微妙なところで落札した業者はよく積算されたなどと思う。

委員長： 指名の際は解体工事業というものを意識して指名したのか。

事務局： 新しい工種として解体工事業というものが出来たが、現在の栃木市入札参加資格に解体工事業の登録がないので、とび、土工、コンクリート業が解体工事を含めての登録となる。

委員長： いずれは解体工事業というものを意識するのか。

事務局： 栃木県からも解体工事業に関しての問い合わせが来ており、制度に準じて進めていきたいと考える。

委員長： 他に質問はあるか。この案件について、説明と質疑について了承ということによろしいか。

(一同了承)

委員長： それでは、次の事案の市道〇152・〇153・〇280号線外1路線カラー舗装工事について説明を願いたい。

事務局： 抽出案件④、市道〇152・〇153・〇280号線外1路線カラー舗装工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員長： 3者のくじ引きとあるが、どういうくじ引きの方法なのか。

事務局： 栃木市の建設工事関連の入札はすべて電子入札で執行しており、入札をする際に業者に任意の数字を提出してもらい、その数字に機械が出した係数を加除し、くじ番号を算出してその番号で落札者を決定する方法である。

委員： 最低制限価格と同額で3者が入札してきているが、このような事案は多いのか。

事務局： 栃木市ではこのような事案は多くは見られない。業界紙などを見ていると、他市においては最低制限価格と同額で入札されていることが多く見受けられる。業者においてはある程度の精度をもって最低制限価格を算出できる状況にあると考える。

委員： 業者において設計書に基づいて積算すると、予定価格に近い価格が出てくると思う。そこで、業者がどのくらいの額で入札すれば落札できるかと独自で判断しているのだろうけども、3者が最低制限価格と同額でとなるのが不思議に思う。

事務局： 最低制限価格は事後公表ということだが、最低制限価格及び低入札調査基準額の算出方法は公表しているので、ある程度は近い数字が出てきてもやむを得ないと考える。

委員長： 予定価格の事前公表は続けていくのか。

事務局： 事前公表のメリット、デメリットがある中で、デメリットとして考えられるものは、事前に公表することで各入札参加者が真摯に積算をしなくなってしまうのではないかということが、一番大きな問題として考えられる。そのような弊害が顕著にみられる場合は事前公表ということを考え直さなくてはならないと考える。

委員： 予定価格というのは積算根拠があって算出していると思うが、入札結果を見ると予定価格が少し割高なのではないかと印象を受ける。

事務局： 予定価格については、適正な積算基準に基づいて積算している。

委員長： カラー舗装にした理由はあるのか。

事務局： 位置図を見てもらうと、栃木翔南高等学校があると思うがこの学校への通学路になっており、カラー舗装部分が自転車専用レーンになるのでそれ専用施工した工事になる。

委員長：他に質問はあるか。この案件について、説明と質疑について了承ということでよろしいか。

(一同了承)

(3) その他

ーなしー

～終了～